

最低賃金法施行規則等の一部を改正する省令案 新旧対照条文  
 ○ 最低賃金法施行規則（昭和三十四年労働省令第十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（算入しない賃金）</p> <p>第一条 最低賃金法（以下「法」という。）<u>第四条第三項第一号の厚生労働省令で定める賃金は、臨時に支払われる賃金及び一月をこえる期間ごとに支払われる賃金とする。</u></p> <p>2 <u>法第四条第三項第二号の厚生労働省令で定める賃金は、次のとおりとする。</u></p> <p>一～三 （略）</p> <p>（<u>法第四条の規定の適用についての換算</u>）</p> <p><u>第二条 賃金が時間以外の期間又は出来高払制その他の請負制によつて定められている場合は、当該賃金が支払われる労働者については、次の各号に定めるところにより、当該賃金を時間についての金額に換算して、法第四条の規定を適用する</u></p>	<p>（最低賃金額）</p> <p>第一条 最低賃金法（以下「法」という。）<u>第四条第二項の規定による最低賃金額は、労働時間が把握しがたい場合その他同条第一項の規定によることが不適當である場合において、当該労働者の出来高又は業績の一定の単位によつて定めるものとする。</u></p> <p>（算入しない賃金）</p> <p>第二条 <u>法第五条第三項第一号の厚生労働省令で定める賃金は、臨時に支払われる賃金及び一月をこえる期間ごとに支払われる賃金とする。</u></p> <p>2 <u>法第五条第三項第二号の厚生労働省令で定める賃金は、次のとおりとする。</u></p> <p>一～三 （略）</p> <p>（<u>法第五条の規定の適用についての換算</u>）</p> <p><u>第三条 最低賃金額が時間、日、週又は月によつて定められた場合において、当該最低賃金の適用を受ける労働者の賃金が当該最低賃金額を定める基礎となつた期間と異なる期間若しくは出来高払制その他の請負制によつて定められているとき</u></p>

ものとする。

一 日によつて定められた賃金については、その金額を一日の所定労働時間数（日によつて所定労働時間数が異なる場合には、一週間における一日平均所定労働時間数）で除した金額

二 週によつて定められた賃金については、その金額を週における所定労働時間数（週によつて所定労働時間数が異なる場合には、四週間における一週平均所定労働時間数）で除した金額

三 月によつて定められた賃金については、その金額を月における所定労働時間数（月によつて所定労働時間数が異なる場合には、一年間における一月平均所定労働時間数）で除した金額

四・五 (略)

(最低賃金の減額の特例)

第三条 法第七条第三号の厚生労働省令で定める者は、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第九条に定める普通課程若しくは短期課程（職業に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるためのもの）

又はその所定労働時間数が当該最低賃金額を定める基礎となつた期間によつて異なるときは、当該労働者については、次の各号に定めるところにより、時間以外のものによつて定められた最低賃金額又は賃金を時間についての金額に換算して、法第五条の規定を適用するものとする。

一 日によつて定められた最低賃金額又は賃金については、その金額を一日の所定労働時間数（日によつて所定労働時間数が異なる場合には、一週間における一日平均所定労働時間数）で除した金額

二 週によつて定められた最低賃金額又は賃金については、その金額を週における所定労働時間数（週によつて所定労働時間数が異なる場合には、四週間における一週平均所定労働時間数）で除した金額

三 月によつて定められた最低賃金額又は賃金については、その金額を月における所定労働時間数（月によつて所定労働時間数が異なる場合には、一年間における一月平均所定労働時間数）で除した金額

四・五 (略)

(最低賃金の適用除外)

第四条 法第八条第三号の厚生労働省令で定める者は、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第九条に定める普通課程若しくは短期課程（職業に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるためのもの）



働に従事する者については様式第五号によるものとする。

(最低賃金の減額の率)

第五条 法第七条の厚生労働省令で定める率は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める率以下の率であつて、当該者の職務の内容、職務の成果、労働能力、経験等を勘案して定めるものとする。

法第七条第一号に掲げる者	当該掲げる者と同一又は類似の業務に従事する労働者であつて、減額しよとする最低賃金額と同程度以上の額の賃金が支払われているもののうち、最低位の能力を有するものの労働能率の程度に対する当該掲げる者の労働能率の程度に応じた率を百分の百から控除して得た率
法第七条第二号に掲げる者	百分の二十
法第七条第三号に掲げる者	当該者の所定労働時間のうち、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十四条第一項の認定を受けて行われる職業訓練の時間（使用者が一定の利益を受けることとなる業務の遂行の過程内において行う職業訓練の時間を除く。）の一日当たりの平均時間を当該者の一

働者については様式第五号によるものとする。

<p>第三条第二項の軽 易な業務に従事す る者</p>	<p>日当たりの所定労働時間数で除して 得た率</p> <p>当該軽易な業務に従事する者と異なる業務に従事する労働者であつて、減額しようとする最低賃金額と同程度以上の額の賃金が支払われているものうち、業務の負担の程度が最も軽易なもの当該負担の程度に對する当該軽易な業務に従事する者の業務の負担の程度に応じた率を百分の百から控除して得た率</p>
<p>第三条第二項の断 続的労働に従事す る者</p>	<p>当該者の一日当たりの所定労働時間数から一日当たりの実作業時間数を控除して得た時間数に百分の四十を乗じて得た時間数を当該所定労働時間数で除して得た率</p>
<p>第六条及び第七条 削除</p> <p>(労働協約に基づく地域的最低賃金の決定の申請)</p> <p>第八条 法第十一条の申請は、申請代表者が次に掲げる事項を記載した申請書を提出することによつて行わなければならない。</p> <p>一 当該最低賃金の適用範囲とすべき一定の地域</p> <p>二 適用を受けるべき労働者の範囲及びこれらの労働者に係</p>	

る賃金の最低額についての定

三 法第五条第三項第三号の賃金とすべき賃金

四 法第八条の別段の定とすべき定

2 前項の申請書には、当該労働協約の写、申請について当事者である労働組合又は使用者（使用者の団体を含む。）の全部の合意があつたことを証する書類並びに当該一定の地域内の事業場で使用される同種の労働者及びこれを使用する使用者の概数並びにこれらの者のうち当該労働協約の適用を受ける労働者及び使用者の概数を記載した書類を添附しなければならない。

第九条 法第十一条の申請は、当該事案が二以上の都道府県労働局の管轄区域にわたるものである場合は厚生労働大臣に、当該事案が一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係るものである場合は当該都道府県労働局長にしなければならない。この場合において、厚生労働大臣に対する申請は、関係都道府県労働局長を経由してすることができる。

（周知義務）

第六条 法第八条の規定により使用者が労働者に周知させなければならない最低賃金の概要は、次のとおりとする。

一 適用を受ける労働者の範囲及びこれらの労働者に係る最低賃金額

二 法第四条第三項第三号の賃金

三 効力発生年月日

(最低賃金審議会の意見の要旨の公示)

第七条 法第十一条第一項(法第十五条第三項において準用する場合を含む。)の規定による公示は、厚生労働大臣の職権に係る事案については厚生労働大臣が官報に掲載することにより、都道府県労働局長の職権に係る事案については当該都道府県労働局長が当該都道府県労働局の掲示場に掲示することにより行うものとする。

(最低賃金審議会の意見に関する異議の申出)

第八条 法第十一条第二項(法第十五条第三項において準用する場合を含む。)の規定による異議の申出は、異議の内容及び理由を記載した異議申出書を、当該事案について前条の公示を行った厚生労働大臣又は都道府県労働局長に提出することによつて行わなければならない。この場合において、厚生労働大臣に対する異議の申出は、関係都道府県労働局長を経由してしなければならない。

(労働協約に基づく地域的最低賃金の決定の申請の要旨の公示)

第十条 法第十二条第一項の規定による公示は、厚生労働大臣の職権に係る事案については厚生労働大臣が官報に掲載することにより、都道府県労働局長の職権に係る事案については当該都道府県労働局長が当該都道府県労働局の掲示場に掲示することにより行うものとする。

(労働協約に基づく地域的最低賃金の決定の申請に関する異議の申出)

第十一条 法第十二条第二項の異議の申出は、異議の内容及び理由を記載した異議申出書を、当該事案について前条の公示を行った厚生労働大臣又は都道府県労働局長に提出することによつて行わなければならない。この場合において、厚生労働大臣に対する異議の申出は、関係都道府県労働局長を経由してしなければならない。

(最低賃金審議会の意見の要旨の公示)

第十一条の二 第十条の規定は、法第十六条の二第一項の規定による公示について準用する。

(最低賃金審議会の意見に関する異議の申出)

第十一条の三 第十一条の規定は、法第十六条の二第二項の規定による異議の申出について準用する。

(最低賃金に関する決定の公示)

第九条 法第十四条第一項及び第十九条第一項の規定による公示は、官報に掲載することによつて行ふものとする。

(特定最低賃金の決定等に関する関係労働者又は関係使用者の申出)

第十条 法第十五条第一項の規定による申出は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を提出することによつて行なわなければならない。

- 一 (略)
- 二 特定最低賃金の決定に関する申出にあつては、当該特定最低賃金の適用を受けるべき労働者又は使用者の範囲
- 三 特定最低賃金の改正又は廃止の決定に関する申出にあつては、当該特定最低賃金の件名

四・五 (略)

2 (略)

3 第一項の申出は、当該事案が二以上の都道府県労働局の管轄区域にわたるものである場合は厚生労働大臣に、当該事案が一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係るものである場合は当該都道府県労働局長にしなければならない。この場合において、厚生労働大臣に対する申出は、関係都道府県労働局長を経由してすることができる。

(最低賃金の決定等に関する関係労働者又は関係使用者の申出)

第十一条の四 法第十六条の四第一項の規定による申出は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を提出することによつて行なわなければならない。

- 一 (略)
- 二 最低賃金の決定に関する申出にあつては、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者又は使用者の範囲
- 三 最低賃金の改正又は廃止の決定に関する申出にあつては、当該最低賃金の件名

四・五 (略)

2 (略)

3 第九条の規定は、法第十六条の四第一項の規定による申出について準用する。

(最低賃金に関する決定の公示)

第十二条 法第十七条第一項の規定による公示は、官報に掲載することによつて行ふものとする。

(周知義務)

第十三条 法第十九条の規定により使用者が労働者に周知させなければならない最低賃金の概要は、次のとおりとする。

一 適用を受ける労働者の範囲及びこれらの労働者に係る最低賃金額

二 法第五条第三項第三号の賃金

三 法第八条の別段の定

四 効力発生年月日

第十四条 削除

(関係労働者及び関係使用者の意見)

第十一条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「最低賃金審議会」という。）の調査審議を求めた場合には、遅滞なく、最低賃金審議会が法第二十五条第五項の規定により当該事案について関係労働者及び関係使用者の意見を聴く旨並びに意見を述べようとする関係労働者及び関係使用者は一定の期日までに最低賃金審議会に意見書を提出すべき旨を公示するものとする。

2 (略)

(関係労働者及び関係使用者の意見)

第十五条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、法第十六条第一項の規定による最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「最低賃金審議会」という。）の調査審議を求めた場合には、遅滞なく、最低賃金審議会が法第三十一条第五項の規定により当該事案について関係労働者及び関係使用者の意見を聴く旨並びに意見を述べようとする関係労働者及び関係使用者は一定の期日までに最低賃金審議会に意見書を提出すべき旨を公示するものとする。

2 (略)

3 第七条の規定は、第一項の規定による公示について準用する。

(報告)

第十二条 (略)

(職権)

第十三条 都道府県労働局長は、当該都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案について、法第十条第一項、法第十二条、法第十五条第二項又は法第十七条の規定により地方最低賃金審議会の調査審議を求めようとする場合において、当該事案が全国的に関連があると認めるとき、又は全国的に関連があるかどうか判断し難いときは、遅滞なく、意見を付してその旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。

2 厚生労働大臣は、法第三十条第一項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該都道府県労働局長に通知するものとする。前項の報告があつた事案について法第三十条第一項の指定をしないことを決定したときも、同様とする。

3 都道府県労働局長は、第一項の報告をした事案については、前項の通知があるまでは、法第十条第一項、法第十二条、法第十五条第二項又は法第十七条の規定による調査審議を求めはならない。

4 都道府県労働局長は、第二項前段の通知を受けたときは、遅滞なく、申出書その他の関係書類を厚生労働大臣に送付し

3 第十条の規定は、第一項の規定による公示について準用する。

(報告)

第十六条 (略)

(職権)

第十七条 都道府県労働局長は、当該都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案について、法第十五条第一項の規定により地方最低賃金審議会に諮問しようとする場合又は法第十六条第一項若しくは法第十六条の三の規定により地方最低賃金審議会の調査審議を求めようとする場合において、当該事案が全国的に関連があると認めるとき、又は全国的に関連があるかどうか判断し難いときは、遅滞なく、意見を付してその旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。

2 厚生労働大臣は、法第三十六条第一項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該都道府県労働局長に通知するものとする。前項の報告があつた事案について法第三十六条第一項の指定をしないことを決定したときも、同様とする。

3 都道府県労働局長は、第一項の報告をした事案については、前項の通知があるまでは、法第十五条第一項の規定による諮問をし、又は法第十六条第一項若しくは法第十六条の三の規定による調査審議を求めはならない。

4 都道府県労働局長は、第二項前段の通知を受けたときは、遅滞なく、申請書その他の関係書類を厚生労働大臣に送付し

なければならない。

5 都道府県労働局長は、**法第十五条第一項の申出に係る事案**について第二項前段の通知を受けた場合においては、遅滞なく、**当該申出をした者**にその旨を通知しなければならない。

6 **第十条第三項の規定により都道府県労働局長に対してなされた申出に係る事案**について、厚生労働大臣が**法第三十条第一項の指定をしたときは**、**当該申出は**、厚生労働大臣に対してなされたものとみなす。

(労働基準監督署長及び労働基準監督官)

**第十四条** (略)

(証票)

**第十五条** **法第三十二条第二項の証票は**、労働基準法施行規則(昭和二十二年厚生省令第二十三号)様式第十八号によるものとする。

(公示事項の周知)

**第十六条** (略)

(提出すべき申請書等の数)

**第十七条** **第四条の許可申請書**、**第八条の異議申出書及び第十条第一項の申出書は**二通提出しなければならない。

なければならない。

5 都道府県労働局長は、**法第十一条の申請に係る事案**について第二項前段の通知を受けた場合においては、遅滞なく、**申請代表者**にその旨を通知しなければならない。

6 **第九条の規定により都道府県労働局長に対してなされた申請に係る事案**について、厚生労働大臣が**法第三十六条第一項の指定をしたときは**、**当該申請は**、厚生労働大臣に対してなされたものとみなす。

(労働基準監督署長及び労働基準監督官)

**第十八条** (略)

(証票)

**第十九条** **法第三十八条第二項の証票は**、労働基準法施行規則(昭和二十二年厚生省令第二十三号)様式第十八号によるものとする。

(公示事項の周知)

**第二十条** (略)

(提出すべき申請書等の数)

**第二十一条** **第五条の許可申請書は**三通、**第八条の申請書**、**第十一条(第十一条の三において準用する場合を含む。)**の異議申出書及び**第十一条の四第一項の申出書は**二通提出しなければならない。

第十八条 (様式の任意性)  
(略)

第二十二條 (様式の任意性)  
(略)

改 正 案	現 行
<p>別表（第一条関係） 一～十六 十七 最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）に係る申請等 <u>第十五条第一項</u>の申出以外の申請等 十八～五十六 （略）</p>	<p>別表（第一条関係） 一～十六 十七 最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）に係る申請等 <u>第十一条の申請及び第十六条の四第一項</u>の申出以外の申請等 十八～五十六 （略）</p>

改正案	現行
<p>（法第二十三条第二項第二号の厚生労働省令で定める理由） 第三十五条（略）</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 次のいずれかに予期し得ず該当することとなったこと。 イ 離職の日の属する月以後六月のうちいずれかの月に支払われる賃金（最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第二条第三号に規定する賃金（同法<b>第四</b>条第三項第一号及び第二号に掲げる賃金並びに歩合によつて支払われる賃金を除く。）をいう。以下この号において同じ。）の額が当該月の前六月のうちいずれかの月の賃金の額に百分の八十五を乗じて得た額を下回ると見込まれることとなったこと。</p> <p>ロ（略）</p> <p>五～十一（略）</p>	<p>（法第二十三条第二項第二号の厚生労働省令で定める理由） 第三十五条（略）</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 次のいずれかに予期し得ず該当することとなったこと。 イ 離職の日の属する月以後六月のうちいずれかの月に支払われる賃金（最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第二条第三号に規定する賃金（同法<b>第五</b>条第三項第一号及び第二号に掲げる賃金並びに歩合によつて支払われる賃金を除く。）をいう。以下この号において同じ。）の額が当該月の前六月のうちいずれかの月の賃金の額に百分の八十五を乗じて得た額を下回ると見込まれることとなったこと。</p> <p>ロ（略）</p> <p>五～十一（略）</p>